

平成19年度行財政構造改革実施計画の策定について

【実施計画のポイント】

厳しい行財政環境が続く中で、中長期にわたる健全な行財政運営を確保し、「県政推進重点プログラム50」の着実な推進など、“美しい兵庫”の実現に向けた諸施策を推進していくため、「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づく改革はもとより、行財政全般にわたるさらなる徹底した見直しにより、改革の加速を図る。

また、現行の推進方策が平成20年度に終了することを見据え、ポスト「行財政構造改革推進方策」の策定に向けた取組みを推進する。

見直しの内容

- 組織：課室の統合、副課長の設置
- 定員・給与：一般行政部門165人減、一般職の勤勉手当への勤務実績の反映
- 投資事業：事業費総額の削減（補助事業4.0%減、単独事業4.1%減）
- 事務事業：1,634事業285億円の整理合理化
- 公的施設：六甲保養荘を運営ノウハウを有する公社の自主運営へ移行
- 自主財源の確保：個人住民税特別対策官の設置、個人住民税等整理回収チームの創設等
- 公社等：(株)おのころ愛ランドの廃止

新規施策分野への取組み

「元気な兵庫」「安心な兵庫」「安全な兵庫」「信頼の兵庫」を基調とする新規施策等の重点的な展開

成熟社会型行政の推進

- 参画と協働の推進
 - ・団塊世代等の地域づくり活動の促進 等
- 国と地方、県と市町との新しい関係の構築
 - ・第二期地方分権改革に向けた国等への働きかけ 等
- 効率的、効果的な行政手法の導入・拡充
 - ・公の施設の指定管理者の公募拡大（都市公園等6施設）
 - ・職員提案事業化テストの導入 等
- 建設工事に係る入札・契約制度の改善
 - ・競争性の促進、監視の強化等による公正な契約手続の確保
 - ・技術提案を求める入札方式の拡充等による品質の確保 等

新たな行財政構造改革への取組み

- 実質公債費比率抑制緊急対策（平成18年度2月補正）
 - ・県特定目的基金及び県関係団体基金の県債管理基金への積立等による、県債管理基金残高の回復
- ポスト「行財政構造改革推進方策」への取組み
 - ・県議会をはじめ県民、外部有識者等からの幅広い意見を踏まえた取組みの推進

【平成19年度の取組みの内容】

見直しの内容

1 組織

組織のスケールメリットを活かした幅広い視点での事業管理や組織運営を行い、一体的・効果的な施策展開を図るため、関連性や類似性の強い本庁課室を統合
(146課室 130課室程度)

課室の総合調整機能の強化や次世代を担う人材育成等のため、課室長を補佐する副課長を設置

スポーツ振興に係る施策について、関係部局間の連絡調整を図り、施策の総合的、効果的な推進を図るため、「兵庫県スポーツ振興本部」を設置(平成19年4月)

(実施計画 P1)

2 定員・給与

(1) 定員の適正管理

定員の適正配置

・減員見込み数

一般行政部門	165人(うち一般職員165人)
教育部門	60人(うち一般職員32人)
警察部門	65人(うち一般職員9人)
計	290人(うち一般職員206人)

・増員見込み数

標準法の改善等による法定教員の増	128人
県民の安全・安心確保のための警察官の増	130人

ワークシェアリングの実施

- ・ひょうごキャリアアップ・プログラムの実施(170人)
- ・非常勤講師の積極的な活用(937人)

(2) 給与等の見直し

ア 給与の見直し

〔特別職〕

給料の減額(H12～継続)

知事10%、副知事7%、出納長等5%、理事等3%の減額

期末手当の減額(H16～継続)

知事10%、副知事7%、出納長等5%、理事等3%の減額

退職手当の減額(H15～継続)

知事10%、副知事10%、出納長10%の減額

〔一般職〕

給与構造の改革

- ・勤務実績の給与への反映
 勤勉手当への勤務実績の反映
- ・管理職手当の定額化

管理職手当の減額（H16～継続）

- ・管理職全員：10%減額

特殊勤務手当の見直し

区 分	廃止	見直し	計
知事部局	3	17	20
教育部門	2	5	7
警察部門	2	2	4
	2	12	14
計	9	36	45

給与水準の適正化

地域手当等について、国の基準との相違等を勘案しながら対応を図るなど、国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、見直しを行う。

- ・ラスパイレス指数 100.5
- ・地域手当補正後ラスパイレス指数 102.5

イ 勤務時間の見直し

区 分	現 行	改 正
休憩時間	午後0時～午後0時15分	廃止
	午後3時～午後3時15分	
休憩時間	午後0時15分～午後1時	午後0時～午後0時45分

（実施計画 P2～3）

3 行政施策

（1）投資事業

ア 事業費総額

地方財政計画において投資事業が抑制されるなか、本県の厳しい財政状況や震災復興の過程で多額の投資を行ってきたことも踏まえつつ、市町合併への支援、耐震化の推進など、本県の実情を踏まえ必要不可欠な事業を選択的、重点的に実施することとした結果、投資補助事業1,520億円（対前年度比96.0%）、投資単独事業1,483億円（対前年度比95.9%）と、地方財政計画の伸率を下回る規模に抑制した。なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行にあたっては引き続き中小企業への発注に意を用いることとする。

- ・国庫補助事業
 平成19年度当初予算額：152,004百万円（対18年度当初比96.0%）
- ・県単独事業
 平成19年度当初予算額：148,310百万円（対18年度当初比95.9%）

イ 事業の評価と見直し

平成18年度は、総合事業等審査会、公共事業等審査会、各部投資事業審査会において、新規事業101件、継続事業8件の評価を実施

事業の進捗状況及び事業採択後の社会経済情勢の変化等の視点から、各審査会において審査した結果を踏まえ、次のとおり見直し

- ・八鹿生活貯水池建設事業の休止

(実施計画 P4～5)

(2) 事務事業

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」も踏まえ、行財政全般にわたり、費用対効果など事業の効率性、民間と県との役割分担、民間活力の導入、市町と県との役割分担、税源移譲事業の再検証、事業創設後3年経過事業の必要性、の6つの見直し基準のもと、既存事業について見直しを行った。この結果、1,634事業について見直しを行い、285億円の整理合理化を行った。

【見直し件数等】

(単位：件、百万円)

区 分	廃 止		縮 小		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
費用対効果	80	3,153	307	5,433	387	8,586
民間との役割分担	8	53	11	359	19	412
民間活力の活用	2	17	12	292	14	309
市町との役割分担	9	113	22	148	31	261
税源移譲事業の再検証	5	18	18	42	23	60
3年経過継続事業	234	11,925	926	6,946	1,160	18,871
合 計	338	15,279	1,296	13,220	1,634	28,499

【主な見直し事業】

- ・県民総合相談センター運営費
利用実績を踏まえ、納税相談を非常勤嘱託員から、県税事務所職員による実施に変更し、相談回数を見直し
- ・地域におけるいきいき教室
各市町において事業の定着が図られつつあることから、モデル的事业は廃止 等

【主な事務的経費の見直し】

- ・環境率先行動計画に基づく取組み
省エネ化改修、太陽光発電による電気料金の削減
- ・情報システムの効率化
環境情報システムなど9業務システムの効率化

(実施計画 P6～7)

(3) 公的施設

宿泊施設の運営ノウハウを有する(財)兵庫県勤労福祉協会の自主運営へ移行する施設

- ・六甲保養荘(西宮市)

平成20年度以降の市町移譲等に向け、検討・調整を進める施設

- ・東はりま青少年館(加古川市)
- ・昆虫館(佐用町)

(実施計画 P 7)

(4) 試験研究機関

第2期中期事業計画(平成18~22年度)に基づく取組みの推進

- ・各試験研究機関毎の業務の重点化の方向に沿った事業実施
- ・危機管理や食、環境など県民の安全・安心への関心、新たな製品や産業の創出ニーズの高まり等、新たなニーズ・課題への的確な対応
- ・分野横断的な取組みの強化、機動的・弾力的な予算運用、人材の育成・活性化など自主性・効率性を高める業務運営の展開

(実施計画 P 8)

4 自主財源の確保

(1) 県税収入の確保

個人住民税の徴収対策の強化

- ・市町における個人住民税等の徴収体制のシステム的な支援等を一元的に総括するポストとして、個人住民税特別対策官を設置
 - ・県・市町職員の身分併任制度を活用し、個人住民税等整理回収チームを編成して県職員を市町へ派遣し滞納整理を実施
 - ・全県・地域別の研修の計画的な実施による市町職員の技能向上等
 - ・各県税事務所における個人住民税の直接徴収(地方税法第48条)等の実施
- 自動車税特別対策班の設置による現年度分の滞納に係る電話督促等の実施
搜索、自動車のタイヤロックの活用等による滞納処分の強化
不正軽油特別対策官の設置(平成16年10月~)

(2) 未利用地等売却処分の推進

県保有の未利用地について、市町や社会福祉法人等への売却等を推進

(3) 広告事業の推進

植樹帯や公園(ベンチ、花壇等)、建築物など公共施設等へのスポンサーの募集に向けた検討

(実施計画 P 9~10)

5 先行取得用地

本格的な事業化に向けた幅広い利活用の検討と、本格的な事業化までの間、用地の特性を活かした里山林整備等による有効活用の促進

- ・森林動物研究センター (平成18年度2月補正)
- ・動物愛護センター三木支所(平成18年度2月補正)
- ・里山林整備

・平成19年度事業	
造成工事	6箇所予定
基本計画・調査	3箇所予定
・整備済	8箇所

(実施計画 P 10)

6 公社等

(1) 改革の内容

ア 団体の廃止

(株)おのころ愛ランドの廃止

イ 業務の再編

(社)兵庫みどり公社の花と緑のまちづくり研究所及び都市緑化部門を、(財)兵庫県園芸・公園協会へ移管

(社福)兵庫県社会福祉事業団における団体事務局と総合リハビリテーションセンター管理部門の統合

ウ 経営改善の促進

経営改善計画に基づく取組みに対する指導・支援の実施

- ・(社福)兵庫県社会福祉事業団
- ・(財)兵庫県勤労福祉協会
- ・(社)兵庫みどり公社
- ・兵庫県土地開発公社
- ・兵庫県住宅供給公社

エ 運営の効率化・合理化

事業の見直し

- ・「こうのとりの会」の交流事業〔(財)兵庫県青少年本部〕
- ・情報セキュリティ県民セミナー事業〔(財)ひょうご情報教育機構〕等

人件費の見直し

- ・職員給与の見直し〔(社福)兵庫県社会福祉協議会〕
- ・職員数の削減〔兵庫県道路公社〕等

オ 情報公開の取組みの充実

「出資法人等の情報公開等に関する指導指針」を改正し、公社等の公開対象情報に職員数及び職員の給与に関する情報を追加
外部監査の導入指導

カ 会計事務の点検・指導の充実

研修会の開催等を通じた公社等の役職員の資質向上と会計情報の提供

「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用した事務処理方法の改善等の指導・支援

(2) 公社等の活用

公共的サービスの効果的、効率的な提供に資する業務について、公社等の活用を推進

- ・「ビジネスプラザひょうご」の運営〔(財)ひょうご産業活性化センター〕
- ・構造計算適合性判定事業の実施〔(財)兵庫県住宅建築総合センター〕等

(3) 公営企業

企業庁経営ビジョンの推進

- ・「企業庁総合経営計画」に基づく計画的な事業の推進
- ・収入確保の強化と費用の効率的執行による経営基盤の強化 等

病院構造改革の推進

- ・「県立病院の基本的方向」を実現するための施設・設備の整備や診療体制の確保等による診療機能の充実
- ・薬品・診療材料にかかる同種同効品の整理及び安価製品への切り替え等による材料費の節減 等

(実施計画 P10~13)

新規施策分野への取組み

厳しい財政環境の中で施策の一層の重点化を図りつつ、国体を契機に広がった参画と協働を基本理念に据え、県民本位、生活重視、現場主義のもと、次に掲げる新規施策等を展開する。

県政推進の基調	重点政策	主 な 事 業
元気な兵庫		
人の元気	学校教育・地域教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境体験事業の実施 ・いじめ対策の総合的推進 ・35人学級編制の小学校3年生への拡大実施 ・小・中学校における新学習システムの推進 ・兵庫県立大学附属中学校の開校 等
	芸術文化・スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・県立考古博物館の開館 ・はばタンスポーツ基金の創設 等
産業の元気	科学技術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・放射光ナノテク研究所（仮称）の開設 ・次期情報ハイウェイの整備推進 等
	経済・雇用の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・工業技術センターの整備 ・多様な働き方のモデル開発と普及啓発 等
	農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・集落農業担い手緊急レベルアップ事業の実施 ・第2の鹿ノ瀬全体構想の策定 等
地域の元気	地域づくり・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）の策定 ・多自然居住基盤整備事業の実施 ・海外からの教育旅行誘致促進事業の実施 等
社会の元気	参画と協働のさらなる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・“地域の元気づくり”シンポジウムの開催 ・県民交流広場事業の推進 等
安心な兵庫		
	健康ひょうごの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム予防戦略事業 ・小児救急医療相談窓口の実施 ・障害者自立支援法施行に伴う低所得利用者への負担軽減 等
	少子・子育て対策	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児等医療費公費負担助成制度の拡充 ・認定子ども園の運営助成 等
	環境優先の社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・水・環境保全向上（営農活動）推進事業の実施 ・エコハウス（仮称）の開設 等
安全な兵庫		
	総合的な防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・武庫川（武田尾、川`-サイト`地区）緊急治水対策事業 ・国際防災研修センターの設立 等
	くらしの安全・安心対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみ安全対策の展開 ・飲酒運転を許さない兵庫づくりの推進 等
	交流と連携の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬-羽田直行便就航実現化の推進 ・学校・病院・福祉施設の耐震化の推進 等
信頼の兵庫		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト「行財政構造改革推進方策」の検討 ・「はばタン」を活用した県政広報テレビ番組の創設 ・職員提案事業化テストの実施 等

（実施計画 P14～16）

成熟社会型行政の推進

1 県民の参画と協働の推進

団塊世代等の地域づくり活動の促進
県民ボランティア活動の促進
地域ぐるみ子育て支援の推進
ユニバーサル社会づくりの推進
企業の社会貢献活動の促進
参画と協働の普及・啓発
21世紀兵庫長期ビジョンの推進 等

(実施計画 P17)

2 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

(1) さらなる地方分権への取組み

第二期地方分権改革に向けた国等への働きかけ
国庫補助負担金等を通じた国による義務付け、関与の現状の再点検を踏まえた、今後の府県のあり方の検討
関西分権改革推進協議会における広域連合の設置等の検討

(2) 市町合併後のまちづくりに対する支援

市町村建設計画に位置づけられている県事業の円滑な遂行、合併後における基本構想(計画)、財政計画等の策定についての助言など、合併市町の円滑な行財政運営の支援

(3) 県と市町との新しい関係の構築

「ポスト合併期における県と市町のあり方研究会」が18年度中に取りまとめる最終報告の提言内容等を踏まえた、県と市町の役割分担や連携に係る具体的な取組みの検討、推進

(実施計画 P17~18)

3 広報・広聴活動の充実等

(1) 広報・広聴活動の充実

「はばタン」を活用した県政広報テレビ番組の新設による情報発信力の強化
「若者広報パートナー協働事業」の実施など、生活者視点の広報活動の推進
「県民意識調査」「さわやか提案箱」「県民モニター制度」等による県民の県政参画機会の充実

(2) 情報公開の推進

「情報公開条例」に基づく情報公開制度の適正な運用

(3) 個人情報保護の推進

「個人情報の保護に関する条例」に基づく個人情報保護制度の適正な運用

(実施計画 P18)

4 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

(1) 「行政の情報化」の推進

行政手続の電子化

- ・申請・届出手続、税申告手続、入札・調達手続等の電子化の推進

行政運営の効率化

- ・大型汎用コンピュータと庁内の他システムとの共通基盤のあり方を最適化する調査の実施
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大
- ・税・財務会計システムなど6システムについて最適化計画の策定
- ・ICカードや暗号化ソフトの導入等による庁内情報セキュリティ対策の強化

電子自治体の全県的な展開

- ・複数の市町が共通して利用できる電子申請の共同運営システムの運用拡大等

(2) 公の施設の開業日・開業時間の拡大

平成18年度に実施した見直しに基づく拡大・延長の継続

- ・年末年始の開業日の拡大：29施設
- ・月毎週毎の開業日の拡大：3施設
- ・開業時間の拡大：6施設

(実施計画 P19～20)

5 効率的、効果的な経営手法の導入・拡充

(1) 民間活力の活用

指定管理者の公募による選定の拡大

[公募予定施設]

- ・文化体育館（神戸市）
- ・都市公園5施設
- ・丹波並木道中央公園（篠山市）
- ・一庫公園（川西市）
- ・有馬富士公園（三田市）
- ・北播磨余暇村公園（多可町）
- ・西武庫公園（尼崎市）

[20年度以降の公募に向けて検討を行う施設]

- ・都市公園及びスポーツ・レクリエーション施設等22施設、県営住宅482団地

民間活用による効率的な事業実施

- ・県立病院の未収金徴収業務
- ・違法駐車取締業務（拡充）等

PFIなど民間活用による施設の整備、運営

(2) 事務の簡素化・効率化

口座振替通知書の送付の廃止

(実施計画 P21～22)

6 建設工事に係る入札・契約制度の改善

競争性の促進

- ・一般競争入札の拡充（発注件数の概ね 50%）
公正な競争の促進及び入札参加機会の増加を図るため、「公募型一般競争入札」（「公募型指名競争入札」を改称）の対象工事金額を引き下げるとともに、「制限付き一般競争入札」を新設し、一般競争入札を拡充

公募型一般競争入札 (旧「公募型指名競争入札」)	一般土木	2.5 億円以上（現行 3 億円以上）
	建 築	4.5 億円以上（現行 5 億円以上）
	電気・管	2.5 億円以上（現行 5 億円以上）
制限付き一般競争入札 (新 設)	一般土木	2 千万円以上 2.5 億円未満
	建 築	1 億円以上 4.5 億円未満
	電気・管	2 千万円以上 2.5 億円未満

- ・指名企業数の拡大
公正な競争の促進及び入札参加機会の増加を図るため、指名競争入札の指名業者数を拡大

監視の強化

- ・入札監視委員会による監視強化
第三者による監視機能の強化を図るため、入札監視委員会（「入札監視・苦情処理委員会」を改称）に、入札・契約手続の運用及び苦情処理に関する調査・審議に加え、高落札率案件（予定価格の 95% 以上）の審査、談合情報があったすべての案件の審査事項を付加

透明性の確保

- ・入札・契約情報の公表の推進
入札・契約制度の透明性を高めるとともに、発注者の恣意性を排除するため、新たに入札参加資格設定等の決定過程等を公表

技術提案を求める入札方式の拡充

- ・工事の品質を確保するため、次の入札方式を拡充
 - ・総合評価落札方式の拡充（倍増）
 - ・プロポーザル方式の拡充

（実施計画 P 22～23）

7 適正な人事管理と職員の意識改革

職員の自律的な能力開発の促進

- ・自治研修所で実施する研修や各種派遣研修など、職員研修の充実
- ・各種行政課題等に係る自主的な研究グループ活動等の自己啓発の支援
- ・庁内の政策課題研究活動で得られた成果等を試行的に行うなど、事業化のための新たな仕組みとしての職員提案事業化テストの導入

新たな公務員制度の構築

- ・一般職員の勤勉手当への勤務実績の反映
- ・意欲ある職員の役付ポストへの登用など、庁内公募制度の積極的な活用
- ・目標管理制度の実施による組織の活性化と公務能率の一層の向上
- ・再任用制度の拡充及び任期付職員制度の活用
- ・「第 2 次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - 新ひょうごアクション 8 - 」に基づく女性職員の登用等

職員の服務規律の確保

- ・服務規律向上推進委員会における推進目標の設定と進行管理
- ・兵庫県職員公益通報制度の適正な運用

（実施計画 P 24～25）

新たな行財政構造改革への取組み

1 実質公債費比率抑制緊急対策(平成18年度2月補正)

本県が阪神・淡路大震災からの復旧・復興等に取り組むために1兆5千億円にのぼる起債を発行し、その公債費等に対して、県債管理基金を約3,000億円活用してきたことが影響し、平成17年度決算で本県の実質公債費比率は全都道府県中ワースト3位の19.6%となり、今後、なんら対策を講じない場合、起債が制限される25%を超える可能性がある。

さらに、総務省において検討中の再生法制でも、実質公債費比率が財政健全性の判断指標として用いられることが確実視されており、本県の実質公債費比率を押し上げている大きな要因である、県債管理基金の残高不足を回復することが急務となっている。

従って、

本県が有している、県債管理基金以外の特定目的基金等、約1,000億円を県債管理基金へ積み立てる。

これまでに、県が関係団体に支援して設立した特定目的基金等の資金が約470億円あることから、これらについても、今後の各団体の事業運営に支障が生じない範囲内で県債管理基金に積み立てて、残高を回復すると共に一元的に管理・運用することで、効率的・安定的な資金運用を行う。

県債管理基金残高を出来る限り維持するため、平成18年度の収支不足対策として、公営企業会計からの借入を、平成18年度2月補正で100億円増額し、計200億円とすることで県債管理基金からの一時借用を取り止める。

こと等により、県債管理基金残高を回復し、実質公債費比率の引き下げを図る。

県債管理基金への基金等の積立額

(単位：億円)

区 分	H18 末 残 高	H19 末残高			
		積 立	取 崩	末残高	
県債管理基金残高(従来分)	746	880	満期償還分 787 一時借用分 500	339	
〔うち公営企業会計からの借入〕	〔200〕			〔200〕	
<うち道路公社長期貸付金>	61			61	
積立分	県特定目的基金(11基金)	1,056	10	53	1,013
	県関係団体分(13団体)	473	8	30	451
	積立額(残高回復額)	1,529	18	83	1,464
県債管理基金残高	2,275	898	1,370	1,803	

(実施計画 P26)

2 ポスト「行財政構造改革推進方策」への取組み

本県では、平成 11 年度に「行財政構造改革推進方策」（推進期間：平成 11～20 年度）、また、平成 15 年度にはその後の社会経済情勢の変化等を踏まえて「行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み」（推進期間：平成 16～20 年度）を策定し、起債制限比率をピーク時においても 15% 台にとどめることを基本に、毎年度、着実な改革を推進している。

しかしながら、本県をめぐる財政環境は、福祉関係経費や退職手当等の義務的経費が増加するとともに、今後の交付税総額の確保が不透明であること、さらには県債や県債管理基金も、県債残高の状況や実質公債費比率抑制等の観点から従来以上の活用は困難なことなど、一層厳しい状況が見込まれることから、将来にわたって県民ニーズに的確に対応しうる新たな行財政運営の枠組みを構築していかなければならない。

このため、19 年 4 月より庁内検討体制を整備し、少子・高齢化の進行や地方分権改革・市町合併の進展、国・地方を通じた歳出・歳入一体改革など、県政を取り巻く環境変化等を踏まえつつ、組織や定員・給与、行政施策など行財政全般にわたる総点検を行い、年度後半からは県議会をはじめ県民、外部有識者等からの幅広い意見をいただきながら、ポスト「行財政構造改革推進方策」の策定に向けた取組みを進める。

（実施計画 P27）